

【重要】

「病理解剖」について日本病理学会の見解 —特にタスク・シフト/シェアについて—

令和4年3月17日
一般社団法人日本病理学会
理事長 北川昌伸
同 医療業務委員会
委員長 佐々木毅
同 剖検・病理技術委員会
委員長 柴原純二

1. 病理解剖のタスク・シフト/シェアに関する厚生労働省通知について

令和3年9月30日厚生労働省医政局発出の『現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク・シフト/シェアの推進について』（医政発0930第16号）において、病理解剖について以下の言及がなされました。

「病理解剖に関して必要な知識及び技能を有する臨床検査技師が、死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）に基づき、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けて、病理解剖を行うことは可能である。また、臨床検査技師が同法に基づく厚生労働大臣より死体解剖資格の認定を受けている場合は、保健所長の許可を受けることなく、病理解剖を行うことが可能である。なお、臨床検査技師が病理解剖を行う場合において、臨床検査技師が標本の所見を客観的に記述することは可能であるが、当該所見に基づく死亡の原因についての判断については、医師が行う必要がある」

この通知はあくまで現行制度の確認であり新たな指針ではありませんが、タスク・シフト/シェア推進の文脈にのることで、病理解剖業務が安易に実施されることへの懸念が持たれます。これを機に病理解剖が適切に実施されるためにも、病理解剖への病理医の関与のあり方について日本病理学会として今一度検討し、以下に本学会の立場を明らかに致します。

2. 日本病理学会による“病理解剖”についての見解

“病理解剖”は事前の臨床情報の把握にはじまり、ご遺体の外表所見や局所・摘出臓器の肉眼的検討、固定後臓器のさらに詳細な検討に基づく組織標本作製、組織学的検討を経て、病態および死亡に至る原因などについて医学的・病理学的知見を含む報告書を作成するまでの一連のプロセスからなると考えています。厚生労働省の通知の記述では、ご遺体から臓器を取り出す作業と当該所見に基づく死亡の原因についての判断が区分されていますが、“病理解剖”には各々のプロセスにおいて極めて専門性が高い医学的・病理学的知見が要求されるため、系統解剖とは異なり、全体を通して医行為に準じた対応がなされる必要があると考えます。上記発出の「なお、臨床検

査技師が」以降の記載は、『死体解剖資格の認定等について』（平成7年健政発第325号）の記載（*）を受けてのものと推測されますが、病理解剖は死亡原因を含めた患者の生前の全病態を明らかにすることを旨とするものであり、死亡原因の特定のみが医行為に準じると解釈するべきではないと考えます。例えば、

“病理解剖”を実施する際には、医師としての医学的見地から「肉眼所見」に関する記録が求められますが、臨床検査技師が医学的所見に言及することは、責任の範囲を逸脱していると考えます。

現行制度（死体解剖保存法：昭和24年など）において、保健所長の許可の下で臨床検査技師が病理解剖を行うことは法的には違法ではありません。しかし、適切な病理解剖を実施するための大前提となる「病理解剖（肉眼的所見を含む）に関して必要な医学的知識と技能」の双方を十分に備えた医療従事者は例外的であり、特に臨床検査技師が、病理解剖を申請する際の「死体解剖申込書」の保健所長への届出様式は、「病理解剖（肉眼的所見を含む）に関して必要な医学的知識と技能」を担保する内容となっていないのが現状です**。

医師の働き方改革の観点からは、慢性的な病理医の不足や病理診断業務の高度化・拡大等による病理医の負担を解消するため、臨床検査技師へのタスク・シフト/シェアは推進される必要があります。しかし、確たる能力と教育・指導体制の裏付けがないまま、臨床検査技師が単独で病理解剖を実施することは、医療の延長線上にあり、かつ医行為に準じた実施が求められる業務であるという観点からは決して容認するべきではないと考えられることから、病理学会はこれに対して強く警鐘を鳴らします***。

病理医は適切な病理解剖の実施に全責任を担うことができる唯一の存在です。したがって臨床検査技師等の介助、支援は適宜受けるとしても、全てのプロセスを監督する実施主体者として病理解剖に取り組むべきであると考えます。

【補足】

* 「標本の所見を客観的に記述することは一般的には医行為又は歯科医行為には該当しない」と思料されるが、「当該所見に基づき死亡の原因について判断を行うことは医行為又は歯科医行為に該当すると思料されるものである」ことを申し添える

** 死体解剖資格認定要領（死体解剖資格（病理解剖））では、「解剖を行った経験とは、単に解剖に立ち会うのみならず、自らが頭蓋腔、胸腔及び腹腔を開検し、解剖報告書等を作成した経験をいい、学生実習における解剖の経験も含むものとする」と明記されている。一方で「死体解剖申込書」で解剖許可を得る場合の保健所長への届け出様式は、ほとんどの地域で解剖の経験年数や経験した解剖体数（解剖補助のみでも可）を届けるのみで、実際に解剖報告書（肉眼所見を含む）の作成等の要件や能力に関する言及は全くない。

*** 今般の病理解剖は生前の治療等に関して死因を究明するための解剖あるいは、ご遺族の要望による病理解剖が増えており、臨床医の要求、ご遺族の要望に十分に応えるための病理解剖が求められている。